

第9章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

水防に要する費用は、当該区域を管理する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体とが協議して定める。

(法第41条、23条の第3項、第4項)

また、水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。(法第42第2項)

第2節 公用負担

1 水防のため必要あるときは水防管理者及び水防団長または消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法第28条)

- (イ) 必要な土地の一時使用
- (ロ) 土石、竹木その他の資材の収用
- (ハ) 車両、その他の運搬用機器
- (ニ) 排水用機器の使用
- (ホ) 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記(イ)から(ホ)((ロ)における収用を除く。)の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長または消防機関の長にあつてその身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要な場合にこれを提出しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する者とする。